（表面）

|  |
| --- |
| 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書年　　月　　日　　群馬県知事　あて申請者　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名　　　　　　　　　　　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第１１項において準用する同法第９条第５項の規定により、基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されている一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 設置の場所 |  |
| 届出の年月日 |  |
| 埋め立てた水銀処理物の数量 | ｍ3  |
| 埋立地の面積及び埋立ての深さ |  |
| 埋立処分の方法 |  |
| 埋立処分開始年月日 |  |
| 埋立処分終了年月日 |  |
| 悪臭の発散の防止に関する措置の内容 |  |
| 火災の発生の防止に関する措置の内容 |  |

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容　　　　　　　　　 |  |
| 地下水等の水質の状況 |  |
| 覆いの厚さ、材料及び強度 | 厚　　　　　　　さ | 材　　　　　　　料 | 強　　　　　　　度 |
|  |  |  |
| 措置の内容 |  |
| ※事務処理欄 |  |
| 備考　１　※の欄は記入しないこと。　２　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和５２年総理府・厚生省令第１号）第１条第２項第１０号の規定により採取された地下水等をいう。　３　覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第１条の２第２項第４号の規定による覆いをいう。　４　「措置の内容」の欄には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第１条の２第３項第３号の規定により講じた措置の内容を記載すること。　５　２部提出すること。 |